

## 緊急時における休講措置について

ストライキ、天災（台風、地震、大雪等）、事故等により交通機関が不通の場合、気象庁から東京23区西部に暴風警報等が発令された場合および大規模地震の警戒宣言が発令された場合は、次のとおり休講措置を講じます。

この場合の休講の決定は、大学ホームページ（<http://www.seijo.ac.jp/>）にてお知らせします。

### 1. 交通機関が不通の場合

小田急小田原線（新宿～小田原）が全面不通の場合または以下の19路線のうち3線以上が全面不通となった場合は、授業を全て休講とします。ただし、以下の場合には休講を解除し、授業を再開します。

【交通機関の運行停止・解除時刻】	【授業実施時限】
午前6時までに解除・復旧した場合	平常どおり実施
午前10時までに解除・復旧した場合	3時限目から実施
午前10時までに解除・復旧しない場合	全日休講とする

[対象路線] 京王（新）線 / 京王井の頭線 / 京王相模原線 / 東急東横線 / 東急田園都市線 / 相鉄線 / 相鉄いずみ野線 / 横浜市営地下鉄線 / 東京メトロ千代田線 / 多摩モノレール線 / 江ノ島電鉄 / 伊豆箱根鉄道大雄山線 / JR山手線 / JR中央線 / JR南武線 / JR横浜線 / JR東海道線 / JR相模線 / JR湘南新宿ライン（いずれも小田急線の振替輸送対象路線）

### 2. 暴風警報、大雪警報または暴風雪警報が発令された場合（大雨・洪水・波浪警報を除く）

暴風警報、大雪警報または暴風雪警報が「東京23区西部」に発令された場合は、授業を全て休講とします。ただし、以下の場合には休講を解除し、授業を再開します。

【警報解除時刻】	【授業実施時限】
午前6時までに解除された場合	平常どおり実施
午前10時までに解除された場合	3時限目から実施
午前10時までに解除されない場合	全日休講とする

### 3. 大規模地震の警戒宣言が発令された場合

首都圏・東海地方を中心とする大規模な地震発生が予測され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合は、直ちに授業を中止し、以降の授業を全て休講とします。翌日以降の取扱いは、以下のとおりとします。

【警戒宣言の状況】	【授業実施時限】
午前6時までに出ていない場合 または、解除された場合	平常どおり実施
午前6時までに解除されない場合	全日休講とする

地震防災対策強化地域判定会

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震対策強化地域に係わる大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会を指す。

\*平成22年4月1日から施行。

問い合わせ先 教務部